



厚生労働省神奈川労働局発表

平成26年10月30日

担 当	厚生労働省神奈川労働局 労働基準部監督課		
	監督課長	池内	伸好
	監察監督官	呷崎	雅夫
	電 話	045 (211)	7351
	F A X	045 (211)	7360

報道関係者 各位

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します ～過重労働などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～

本年9月30日、厚生労働省に設置された「長時間労働削減推進本部」(本部長:塩崎 恭久 厚生労働大臣)の決定を踏まえ、神奈川労働局(局長 水野知親)では、11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

本年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」において、「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれ、6月に「過労死等防止対策推進法」が成立し、11月1日に施行されるなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっていることから、本キャンペーン期間中の取組として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や過重労働に関する無料電話相談などにより、長時間労働削減を推進していきます。(詳細は別紙)

【取組概要】

1 労使の主体的な取組を促します

本キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、神奈川労働局長による協力を文書で要請しています。

2 重点監督を実施します

若者の「使い捨て」が疑われる企業や、長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場などへの監督指導を行います。

3 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施しますが、神奈川労働局においても、担当官が相談に対応します。

実施日時 : 11月1日(土) 9:00~17:00

フリーダイヤル: 0120 (794) 713

《過重労働解消キャンペーン特設ページ》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudouki jun/campaign.html>

平成 26 年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

平成 26 年 11 月 1 日（土）から 11 月 30 日（日）までの 1 か月間

2 具体的な取組

（1）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、神奈川労働局長が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行いました。

（2）重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

① 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施。

※ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。

② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。

イ 重点的に確認する事項

① 時間外・休日労働が 36 協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

② 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。

④ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

（3）電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、神奈川労働局においても、担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

平成 26 年 11 月 1 日（土） 9 : 00 ~ 17 : 00

※ 「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8 : 30 ~ 17 : 15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

本年 9 月から、平日夜間・土日にも労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ 労働
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

月・火・木・金 17 : 00 ~ 22 : 00、土・日 10 : 00 ~ 17 : 00

URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000054880.html>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokuikun/mail_madoguchi.html

(4) 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。